

建物の定期的な診断を

～「特殊建築物」「建築設備」「昇降機」は定期的な調査・報告を～

建築物を安全に使用するため、建築物等の所有者・管理者の方には建築物の敷地・構造・設備等について点検し、定期的に報告することが建築基準法で義務付けられています。

特に、不特定多数の方が利用する特殊建築物は、老朽化や不十分な維持管理により構造・設備や避難施設等に不備や欠陥が生じ、火災や地震等が発生した場合に、大きな災害につながります。

事故の発生を未然に防ぎ、区民の皆さんや利用する方の安全を確保するため、定期的に調査し、報告してください。

【対象】特殊建築物(劇場・旅館・ホテル・病院・学校・共同住宅など多数の人が利用する建物)

【報告する方】上記建築物の所有者・管理者

【報告内容】避難施設等の状況調査や建築設備・昇降機の作動検査などについて、専門的技術を

もつ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に定期的に依頼し、調査結果を東京都または区に報告してください。報告が必要な建築物は下表のとおり(20年度に報告が必要なものは①～⑤、⑪～⑭、⑯・⑰)

【報告書の受付窓口】

●特殊建築物等…(助)東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503渋谷区渋谷1-15-9、美竹ビル) ☎(5466) 2001

●建築設備…(助)日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0001港区虎ノ門1-13-5、第一天徳ビル) ☎(3591) 2421

●昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒107-0062港区南青山5-11-2、共同ビル) ☎(3406) 5471

【問合せ】建築指導課監察調査係(本庁舎8階) ☎(5273) 3735へ。

定期報告の対象となる建築物・建設設備等

用途	報告の対象となる規模	報告時期 ※4
①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡(用途が1階にない建築物は100㎡)を超えるもの	11月1日～翌年1月31日(毎年報告)
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの。または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館・ホテルは2,000㎡)を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑤地下街	用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	
⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	平成22年5月1日～10月31日(3年ごとの報告)
⑦旅館・ホテル(③を除く)	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑧学校・体育館	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	
⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	平成20年5月1日～10月31日(3年ごとの報告)
⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途とこの表(⑭を除く)の用途の複合建築物	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	平成21年5月1日～10月31日(3年ごとの報告)
⑭事務所・そのほかこれに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑮下宿・共同住宅・寄宿舎	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)
⑯換気設備(自然換気設備を除く) ※2	上記の特殊建築物に設置するもの ※1	
⑰排煙設備(排煙機・送風機があるもの)		
⑱非常用の照明装置		
⑲給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)		
⑳エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)	毎年報告(前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)	
㉑エスカレーター		
㉒小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		
㉓遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)		

※1 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象外。
 ※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ報告の対象。
 ※3 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したものを除く(ホームエレベーター等)。
 ※4 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く。

みんなのまちをみんなできれいに

5月30日はごみゼロデー



区では毎年5月30日を「ごみゼロデー」として、まちの美化に取り組み団体を中心とした道路の一斉美化清掃を呼び掛けています。「きれいなまち、新宿の実現のため、たくさんの方の参加をお願いします。」

【参加方法】団体(町会・企業・学校等)の代表者の方は、生活環境課または特別出張所に備付けの参加票に実施日時・場所等を記入して、5月23

【問合せ】生活環境課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273) 3318へ。



起震車(地震体験車)のご利用を

区民の皆さんに防災意識を高めていただくため、防災区民組織・学校等の訓練に、起震車を無料で派遣しています。地震の揺れを体験し、適切な行動を身に付けるため、地域の防災訓練等にご利用ください。

460へ(火曜日・祝日等を除く)。訓練希望日の3か月前から受け付けます。1時間で40名が体験できます。なるべく30名以上でお申し込みください。

田植えを体験しよう

【日時】5月18日(日)午前10時～12時。10時にエコギャラリー新宿(西新宿2-11-4)に集合(小雨実施)

消防機関との合同水防演習

【日時】5月25日(日)午前9時30分～11時30分

菊苗交換会

【日時】5月26日(月)午前10時30分から1時間程度(菊苗の交換が終わり次第終了)

神田川生き物調査隊

みどりの講座

●園芸の基礎と挿し木・挿し芽の方法
【日時】6月6日(金)午後2時～4時
【会場】区役所本庁舎7階701会議室
【対象】区内在住・在勤の方、20名
【内容】肥料や病害虫など園芸の基礎に関する説明、ペットボトルを利用した挿し木・挿し芽の植木鉢作り
【持ち物】空の1ℓのペットボトル
【申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のとおり記入し、5月23日(必着)までにみどり公園課みどりの係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273) 3924へ。応募者多数の場合は抽選。